平成２６年（フ）第２号
新潟県長岡市小曽根町303番地10
債務者　小幡　巖夫
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第６号
新潟県長岡市高頭町甲164番地５
債務者　竹井　修栄
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１０６６号
東京都府中市四谷３丁目68番地の２グランシャリオ104
債務者　下平　義次
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６号
東京都国立市西１丁目１番地の６ビアン国立101
債務者　佐竹　弘光
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１３号
栃木県佐野市久保町184番地３　安岡方、前住所栃木県佐野市若松町329番地１　ルナフローラ・エスト203号室
債務者　荒川　一恵
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２３４５号
横浜市中区伊勢佐木町７丁目155番地３　オリエント伊勢佐木町207号室
債務者　川井　博
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１６号
横浜市青葉区桂台２丁目18番地４　第２ミドリハイツ202
債務者　落合　義雄
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５６号
北海道旭川市東光５条８丁目３番12号
債務者　佐藤　政任
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
栃木県宇都宮市針ケ谷町501番地15
債務者　嶋田　　満
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２号
栃木県宇都宮市駒生町2357番地、前住所栃木県鹿沼市樅山町1264番地２　コーポハピネスＡ201
債務者　齋藤　章憲
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２号
栃木県宇都宮市宮の内３丁目184番地６、住民票上の住所栃木県宇都宮市宮の内３丁目185番地２
債務者　大澤　秀治
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０５号
岡山市北区国体町４番30号　2109、旧住所岡山市北区高松原古才22番地２
債務者　草谷　浩二
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２４９号
横浜市中区山田町６番地５　ダイカンプラザ横浜ＣＩＴＹ903号室
債務者　横田　幸恵
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３５８号
横浜市港北区大倉山１丁目29番11号　前川ビル301
債務者　石川　優子（旧姓赤尾）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０号
横浜市南区六ツ川２丁目110番地16　メゾン六ツ川202号室
債務者　齋藤　寿広
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部